**子どもの権利擁護の取組みについて**

資料２－１

〇　国の策定要領においては、子どもの権利擁護の取組みについて大きく以下の3点について言及されている。

①当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。

②社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めること。

③国において子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定。都道府県においては、これを踏まえて取組を行うこと。

〇　大阪府では、このうち①と②に加え、被措置児童等虐待などの権利侵害の予防・防止と、発生時の適切な対応に向けた取組みを以下の通り進めている。

**＜取組みの概要＞**

１．子どもが年齢に応じた自己決定を適切に行い、自らの権利を主体的に行使できるよう、子どもが意見を表明しやすい環境づくり

|  |  |
| --- | --- |
| 取り組み | 概要 |
| 「子どもの権利ノート」と「あなたへの大切なおしらせ」（届出はがき付き）**※詳細別紙** | 社会的養護関係施設や里親等で暮らす子どもが、自らの権利を認識し、必要な意見を表明するなど権利を行使できることを記した「子どもの権利ノート」をすべての児童に対して措置等の際に渡し、子どもの年齢や理解力に応じた説明を実施。「子どもの権利ノート」には、「あなたへの大切なおしらせ」（届出はがき付き）を添付し、使い方について子どもの年齢に応じた説明をするとともに、届出があった全児童に面接等を行い、速やかに対応。 |
| 「アドミッションケアから援助計画」および「自立支援計画」の作成 | 　子ども家庭支援センターは、子どもや家族についてのアセスメントに基づき、長期的な見通し・目標と当面の課題・問題点について整理し、具体的な援助の方法を示す。　また施設は、その計画を受け、施設における支援について、子どもの状態や発達段階及び家族の状況に応じ、子どもや家族の課題に対する具体的な支援内容や方法を作成する。　また支援計画については、子どもの成長・発達や家族状況の変化に伴い、定期的な見直しを行っている。 |
| 子ども家庭センターによる施設訪問調査 | 施設入所・里親委託している施設や里親等に対し、子ども家庭センターの担当ケースワーカーが訪問し、子どもや家族の状況について定期的（年1回）に調査を実施（子どもの権利条約第２５条の定期的審査に位置付け）。その際には、可能な限り直接子どもとの面接を行う。 |

２．被措置児童等虐待などの権利侵害の予防・防止と発生時の適切な対応

|  |  |
| --- | --- |
| 取り組み | 概要 |
| 「大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等援助専門部会」の開催 | 虐待行為や児童間のトラブルへの対処について取り上げ、事案への対応について検証するとともに再発防止に向けた取組みを推進。 |
| 第三者委員の設置による苦情解決の推進 | 第三者委員を設置することにより、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進。また、これらの仕組みが有効に機能するよう、指導監査等により指導・助言を実施。 |
| 施設における意見や苦情を言いやすい環境づくり | 苦情解決のための担当職員の配置や、苦情解決の仕組みの分かりやすい周知、意見箱の設置や児童自治会の運営など、子どもが意見や不安などを言いやすい環境づくりを支援。 |
| 子どもの権利擁護に関する研修 | 被措置児童等虐待を予防・防止するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と共催で、事案への対応方法や職員の意識向上につなげるための研修等を行い、施設で働く職員の人材育成を図るとともに、子どもの権利擁護の仕組みを周知。 |

３．社会的養護に関する施策の検討に当たって、当事者である子どもの意見が適切に反映されるような体制の構築

**※詳細別紙**